

稚内北星学園大学・愛知江南短期大学 広域連携協定締結に向けた覚書

稚内北星学園大学と愛知江南短期大学の両大学は、国土交通省による「平成 25 年度広域的地域間共助推進事業」をきっかけに芽生えた交流をさらに発展させ、大学の活性化と地域まちづくりに寄与する大学の実現をめざすことに基本合意し、今後、両大学の連携を明確にする協定の締結に向けた協議を行うことを目的に、ここに覚書を交わす。

1 (基本合意事項)

- (1) 以下に示す交流の取組みを通して、大学の活性化と地域まちづくりに寄与する大学の実現を行う。
 - ・ 教員及び学生の相互交流
 - ・ 両大学の専門性を活かした相互の学術交流
 - ・ 教育プログラムの企画・運営に向けた相互協力
- (2) 災害時において、両大学による人材や物資の円滑な相互支援を行う。
- (3) 両大学の連携を明確にした協定を締結することを目的に、協議・調整を行う。

2 (協定締結に向けた協議)

- (1) 両大学は、協定締結に向け確実に協議し、最大限の努力を行うものとする。
- (2) 両大学は、前条の基本合意事項に基づき、連携すべき内容、範囲及び連携の方法等について、協議する。
- (3) 両大学は、平成 26 年 10 月頃までを目処として、協定締結に向けた協議を行う。
- (4) 協議に必要な費用については、各大学で負担する。

3 (本書の有効期限)

本書の有効期限は、本書の締結の日から協定の締結までとする。

4 (秘密保持)

両大学は、締結する協定に関する情報を、相手方の同意なしに第三者に開示しないこと、及び協定締結の目的以外に使用しないことを確認する。

5 (その他)

この覚書にない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、双方協議のうえ決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、この覚書 2 通を作成し、両大学の代表者が署名のうえ、各代表者がその 1 通を保有するものとする。

平成 26 年 6 月 1 日

稚内北星学園大学 学長

佐々木 政憲

北海道稚内市若葉台 1 丁目 2290-28

愛知江南短期大学 学長

手野 初

愛知県江南市高屋町大松原 172 番地